

『くぬぎ山地区の自然再生活動』に ご参加・ご協力ください！

「くぬぎ山の自然再生」は、地域の将来に責任を持つ人たちが、みんなで楽しく進めるものです。ご参加やご協力の内容には、以下のものがあります。

●「くぬぎ山地区自然再生協議会」主催の保安全管理イベントにご参加ください！

くぬぎ山では、市民団体や学校等が中心となって自然再生に関する様々な活動が展開されていますが、本協議会も保安全管理イベントを開催しています。くぬぎ山の自然や歴史を学びながら、武蔵野の平地林をよみがえらせるために必要となる作業を進めます。どなたでも参加でき、参加費は無料です。みなさまのご参加をお待ちしています。

●保安全管理イベント開催地での継続的な保安全管理作業にご支援ください！

自然再生を達成するには継続的な保安全管理作業が必要です。本協議会では、「日常的な保安全管理ボランティアのルール」を定め、協力してくださる団体に活動をお願いしています。希望される場合は、協議会事務局まで事前のご連絡をお願いします。学校等の活動についてはNPOなど本協議会のメンバーと一緒に活動のサポートをします。

●自然再生区域を広げるために保安全管理場所の推進にご賛同ください！

くぬぎ山地区は民有林が多いことから、自然再生の取り組みを広げるうえで地権者との連携が不可欠です。現在取り組んでいる本協議会による保安全管理イベントも民有林で積極的に開催していきたいと考えています。昔ながらの明るい雑木林をとり戻すことも可能です。地権者のみなさまのご理解とご賛同をいただき、積極的に保安全管理場所のご希望をお寄せください。

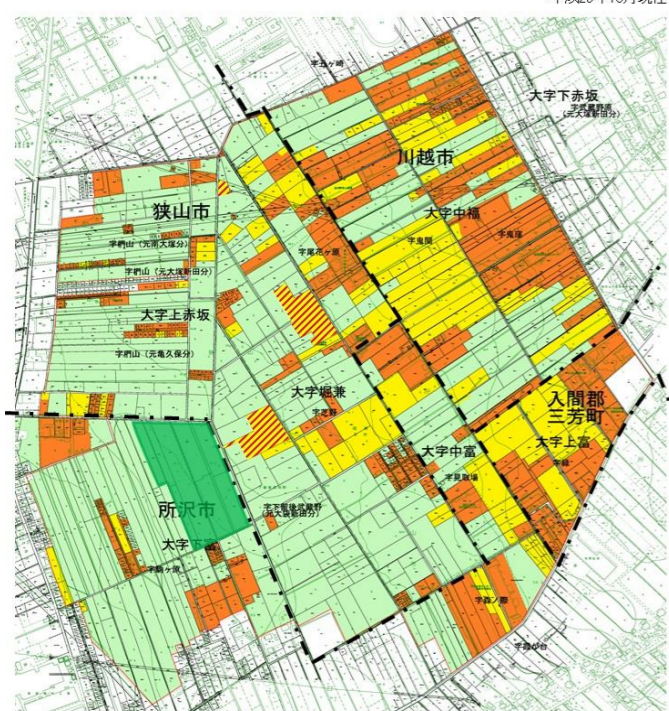
●「くぬぎ山地区自然再生協議会」へ委員としてご参加ください！

くぬぎ山地区で進める自然再生の取り組みでは、平成17年度に策定された「くぬぎ山地区自然再生全体構想」の実施が求められています。その推進母体である「くぬぎ山地区自然再生協議会」は、自然再生事業を進めようとする人は原則どなたでも委員として構成メンバーに加わって活動することが可能です。自然再生は、歴史的に培われてきた地域特有の自然環境を再生し、地域おこしに役立てるものです。

地域社会の主体である地権者、近隣住民、企業・事業者等、様々な方々の参加が望まれています。くぬぎ山を地域の財産として将来に引き継ぐために、多くの方々の参加をお待ちしています。

くぬぎ山地区土地利用現況図

平成29年10月現在



凡 例	
林地	行政界
改変地(H14.73現在)	駒ヶ原特別緑地保全地区
改変地(H14.81以降)	H29.10に改変された箇所

土地利用区分	H14.73現在		H29.10現在	
	面積	割合	面積	割合
林地	107ha	(71%)	88ha	(58%)
資材置場・残土捨場 廃棄物関連施設 駐車場・工場・倉庫	25ha	(16%)	40ha	(26%)
墓地	5ha	(3%)	6ha	(4%)
果樹・畑・草地	7ha	(5%)	10ha	(7%)
その他	8ha	(5%)	8ha	(5%)
計	152ha		152ha	

<くぬぎ山地区自然再生協議会 代表運営事務局>

埼玉県環境部みどり自然課 みどり復活・保全担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL:048-830-3150 FAX:048-830-4775

E-MAIL:a3140-12@pref.saitama.lg.jp

みんなのくぬぎ山

世界でも日本でも くぬぎ山でも



「日本の大きなスーパーマーケットの財団が木を植えていますよ。」カンボジアで意外な話を聞きました。世界遺産のアンコールワットがあるカンボジアは、熱帯ジャングルの広がる国です。何もしなくても、あっと言う間に寺院の遺跡を飲み込むほどの勢いで木々が再生すると思いきや、内戦や生活伐採で失った森林は人の手で一本一本植え直さなければ元に戻らないという話でした。この財団は、2015年から3年計画で2万本を超える苗木を植えたそうです。経済的には発展途上にあり、手付かずの自然が多く残るカンボジアにおいても、失われた自然を取り戻す努力をしていることに驚かされました。

自然再生の営みは日本各地でも行われています。少しばかりお付き合いをさせていただいた脚本家の倉本聰氏も2005年から「NPO法人C・C・C富良野自然塾」を設立し北海道の富良野で閉鎖されたゴルフ場を自然林に再生する取組を行っています。私も富良野にお邪魔し、植樹を体験した後、再生された森を巡ってきました。森の中で国の天然記念物であるクマゲラをみかけました。木々がバランス良く育ち、多様な生き物が生息していなければ、この鳥はやってこないそうです。「10年間の活動の成果が現れ始めた証です。」と案内してくれた中島氏は顔をほころばせていました。

「くぬぎ山地区自然再生協議会」は、2003年1月に施行された「自然再生推進法」に基づいて、2004年11月に発足した国が認めた組織です。自然再生協議会の仲間、北海道の釧路湿原、九州の阿蘇山、沖縄の石垣島などで活動していますが、全国に25しかありません。その一つであるくぬぎ山は、それだけ全国からも注目されている重要な地域であると言えます。

この「くぬぎ山地区」は、所沢、狭山、川越、三芳の3市1町の市町境にある152haの平地林です。東京ディズニーランドの3倍の広さを持ち、東京都心から30km圏内でこれだけまとまった平地林がある場所は他にはありません。もともとは農用林でしたが、今は多様な生き物が生息する自然の宝庫としての価値を高めています。その一方で、この地区の大部分の土地が個人が所有する民有地で、しかも伐採がしやすい平地林であることから、残念なことに資材置き場や墓地などに変えられてしまうところも増えているのが現状です。協議会としても、豊かな自然が失われないように地権者の協力を求めながら積極的に買取を進め、公有地化の取組を加速しています。一昨年からは所沢市は駒ヶ原地区を核として保全エリアを拡大する努力をしてくれています。また、狭山市、川越市、三芳町の各首長とも今後の保全について話し合い、同じ方向性をもって取り組むことが確認できました。県についても買取の財源の確保とともに実施計画の作成に向けて本格的な作業に入っています。

「くぬぎ山地区」の自然を次の世代に残していくためには、行政の積極的な財政支援とともに、地権者のご理解とご協力そして多くの市民の意識の高まりが不可欠です。本年も、皆様のお力添えをいただきながら取組を進めてまいります。今後とも、「くぬぎ山地区自然再生協議会」に対し、ご理解とご協力をいただきますとともに、積極的なご参加をお待ちしています。



くぬぎ山地区自然再生協議会
会長 中島 秀行

くぬぎ山の平地林を生きもの豊かな森にするため、みんなでこんな活動を進めています

1月28日「第15回保全管理イベント」は大雪で中止になりましたが 参加団体による日常活動を紹介します



子どもエコクラブのメンバーが外来種のセイタカアワダチソウとクズをたくさんとりました。(2017年5月)



風の森狭山台みどり幼稚園児と所沢市内の中学生が外来種のキクイモを抜きました。(2017年11月)

所沢市域の特別緑地保全地区指定が拡大されます

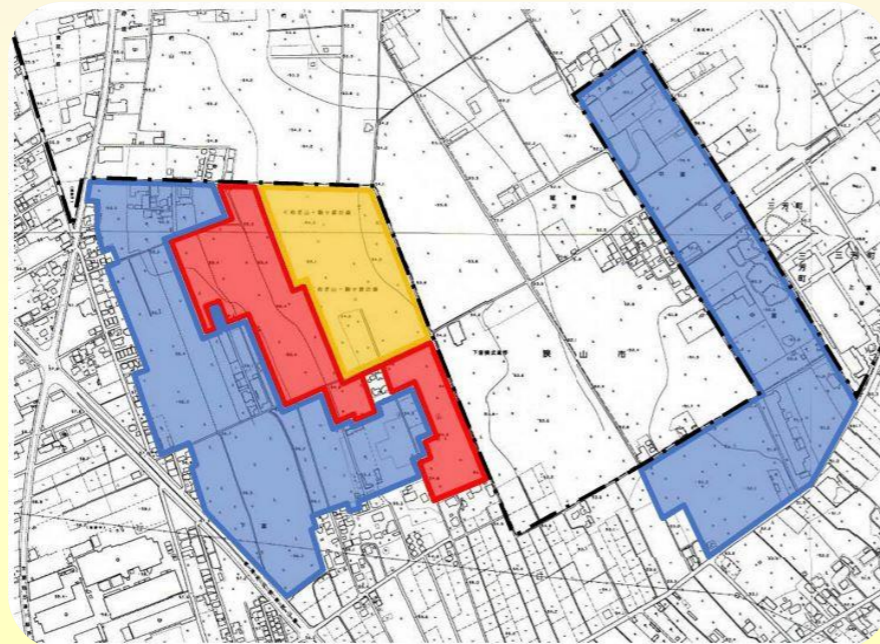
～地権者の皆様のご理解、ご協力をお願いします～

くぬぎ山地区は、都市近郊に残された数少ない武蔵野の面影を残す貴重な緑地で、未来の世代に引き継ぐために保全が進められています。

所沢市域では、平成24年12月に駒ヶ原特別緑地保全地区(4.7ヘクタール)を指定し、保全されてきましたが、指定後もくぬぎ山地区の開発は進んでいるのが現状です。

そのため、早急に所沢市域の特別緑地保全地区の指定を拡大し、みどりを保全する必要があり、平成30年度は6.4ヘクタールの指定拡大を予定し、現在、手続きが進められています。そして、今後も引き続き指定を拡大していく検討がされています。

特別緑地保全地区の指定には、地権者皆様のご理解が必要不可欠となりますので、何卒、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



- 駒ヶ原特別緑地保全地区 (平成24年指定)
- 拡大予定区域 (平成30年度)
- 拡大検討地

最後の武蔵野を未来に 開発と破壊が進む「くぬぎ山」平地林

◆獨協大学学長・犬井正(いぬい・ただし)氏

東京の西郊、武蔵野の北部には、都市住民からも「武蔵野の雑木林」として親しまれてきた広大な平地林が見られる。埼玉県の所沢、川越、狭山、三芳の三市一町に広がる「くぬぎ山」周辺には、武蔵野の面影を色濃く残す百五十二ヘクタールの平地林がある。



北武蔵野の大部分は江戸時代初期には見渡す限りの荒野。十七世紀末になると、三富新田の開拓が行われ、農民は冬の乾燥と強い北風から守るために畑や家の周囲に木を植えて、堆肥用の落ち葉や薪材を得て生活。木には虫たちが集まり、虫は鳥を呼び、鳥や風は草木の種子を運び、さまざまな植物が芽生えた。オオタカやフクロウなど多くの生きものがすむ森林になった。

しかし、高度経済成長期以降、落ち葉堆肥は化学肥料に、薪はプロパンガスや石油に取って代われ、平地林は農業や農家生活に必要な不可欠ではなくなった。平地林には畑と比べると高額な税金がかかるので、農民だけで維持・管理していくことは困難。売却された平地林は材料・土石置き場、倉庫、霊園、廃棄物処理場などに姿を変えた。利用されずに放置され、荒廃した平地林は開発の手から守り保全しなければならない。

最後の武蔵野とも言うべきくぬぎ山の平地林を未来に残そうと、二〇〇四年に「くぬぎ山地区自然再生協議会」が設置され、官民一体の活動が始まった。ところが民有地の自然再生事業であることに加え、さまざまなステークホルダーによる自然再生の合意形成の困難さや財政負担の方策などの課題が立ち上がり、自然再生どころか平地林の保全すらままならない。くぬぎ山の中央部に位置する狭山市域は、今も平地林の開発や破壊が進んでいる。

県は〇八年に県民が「最も身近なみどり」と感じている平地林が、過去三十年間に六千五百ヘクタールも消失してしまったことに危機感を感じ、保全再生のために自動車税の一部を財源として約十三億円に及ぶ「彩の国みどりの基金」を創設した。この画期的な施策でくぬぎ山の自然再生の夢も膨らんだが、基金を投入した事業成果を見ると、秩父山地の山林管理に重点がおかれ、平地林の保全・再生は傍らに置かれてきた感が強い。

基金の創設から十年、今こそ行政は基金の使途について再考し、くぬぎ山の自然再生事業に大胆に資金を投入すべきである。国の「特別緑地保全地区」指定制度も活用し、行政が平地林を買い上げて公有地化を図り環境保全林や健康保養林として、市民参加型の新たな平地林の利活用を促進すべきであろう。



1947年生まれ。理学博士、専門は持続的農村システムの研究等。「くぬぎ山地区自然再生協議会」学識委員

<特別緑地保全地区> 地権者に開発規制を求める一方、土地の買い取り請求が認められる。市町村、都道府県が土地を買い入れ、土地取得や管理・施設整備に国からの支援も得られる。首都圏では有効な緑地保全策として知られ、緑地保全に積極的な自治体は国土交通省との調整で導入を図っている。指定面積の広狭が自治体の緑地保全の熱意のバロメーターとも言われている。自然的、社会的環境が共通する首都30キロ圏内の1都3県の指定実績は埼玉県が最低の30.2ヘクタール、千葉県74.5ヘクタール、東京都278.8ヘクタール、神奈川県672.9ヘクタール(2016年3月現在)。

東京新聞 TOKYO Web 2018年1月13日の記事より